

福祉行政に関する諸法令及び行政通知を最新内容で集録!!

令和
7年版

社会福祉六法

編集 社会福祉法規研究会

本年版の特色

- 「こども性暴力防止法」、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」をはじめとした実務に影響のある法令等を新規掲載!
- 「社会福祉法」、「生活保護法」、「児童福祉法」などの改正を織り込んだ最新版。

主な改正内容は裏面をご覧ください。

A5判・2分冊・ケース付・総頁5,618頁
定価8,250円(本体7,500円) 送料730円
ISBN978-4-7882-9400-4

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

*本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度の
(グリーン購入法適応)を使用しております。

内容見本 (A5判縮小)

目次	三 児童福祉法
第一章 総則(第一～第十八条)	こども基本法
第二章 基本法的施設(第十九条～第二十条)	(令和四・六・二二)
第三章 こども政策推進会議(第二十一条～第二十三条)	法七(七)
附則	施行 令和五・四・二(附則参照)
改正 令和六・八・八	
第一章 総則	
(目的)	
第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基盤を築き、自立した個人としてひとしく、無きにかたがた、心身の状況、置かれてる環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来わたって幸福な生活を営むことができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策の基本となる事項を定めることとすると、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。	
(定義)	
第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。	
第三条 この法律において「こども基本法」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。	
一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健全な成長に対する支援	
二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階において行われる支援	
三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備	
(基本理念)	
第四条 この法律は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。	
一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的権利が保障されるときは、差別的取扱いは受けることがないようとする。	
二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活が保障されること、愛され尊重されること、その健全な発達及び発達並びに自立の自覚が図られることその他の福祉に多様な権利が保障されることと、教育基本法(平成十八年法律第九十二号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。	
三 全てのこどもについて、その年齢及び発達段階に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。	
四 全てのこどもについて、その年齢及び発達段階に応じて、その意見が尊重され、その意思の利益が実現されること。	

第一編 社会福祉一般	社会福祉法
(昭和二六・三・二九)	
第一章 総則(第一～第十八条)	
第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基盤を築き、自立した個人としてひとしく、無きにかたがた、心身の状況、置かれてる環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来わたって幸福な生活を営むことができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策の基本となる事項を定めることとすると、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。	
(定義)	
第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。	
第三条 この法律において「こども基本法」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。	
一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健全な成長に対する支援	
二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階において行われる支援	
三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備	
(基本理念)	
第四条 この法律は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。	
一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的権利が保障されるときは、差別的取扱いは受けることがないようとする。	
二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活が保障されること、愛され尊重されること、その健全な発達及び発達並びに自立の自覚が図られることその他の福祉に多様な権利が保障されることと、教育基本法(平成十八年法律第九十二号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。	
三 全てのこどもについて、その年齢及び発達段階に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。	
四 全てのこどもについて、その年齢及び発達段階に応じて、その意見が尊重され、その意思の利益が実現されること。	

掲載内容

第一編 社会福祉一般

●社会福祉法

○社会福祉法施行令

○社会福祉法施行規則

○社会福祉法主事養成機関等指定規則

○社会福祉主事の資格に関する科目指定

○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

○国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針

○社会福祉法人会計基準

○社会福祉連携推進法人会計基準

○社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

○社会福祉法第百六条の四第二項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件

○重層的支援体制整備事業の実施について

○社会福祉法人の認可について

○社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について

○「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について

○「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂について

○社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて

○社会福祉法人会計基準の制定

○社会福祉法主事養成機関等指定規則

○社会福祉法施行令

○社会福祉法施行規則

○社会福祉法主事の資格に関する科目指定

に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて

○社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について

○社会福祉連携推進法人の認定等について

○社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて

○社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について

○法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について

○社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について

○国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

○国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

○介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について

○介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の開始の届出等について

○不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

○社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について

○社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について

○国が所轄庁である社会福祉法人に対する指導監督の実施について

○社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について

○社会福祉法主事養成機関等指定規則

○社会福祉法施行令

○社会福祉法施行規則

○社会福祉法主事の資格に関する科目指定

○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

○国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針

○社会福祉法人会計基準

○社会福祉連携推進法人会計基準

○社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

○社会福祉法第百六条の四第二項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件

○重層的支援体制整備事業の実施について

○社会福祉法人の認可について

○社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について

○「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について

○「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂について

○社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて

第一編の細目次の一部を掲載し、第二編から第四編までの細目次は省略しております。また内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

令和7年版の主な改正内容

■新規登載された法令等

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律【こども性暴力防止法】
- 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
- 保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について
- 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について
- 里親支援センターの設置運営について
- 妊産婦等生活援助事業の実施について

など計26件

■一部改正された法令等

- 社会福祉法・同施行令・同施行規則
- 生活困窮者自立支援法
- 生活保護法・同施行令・同施行規則
- こども基本法
- 児童福祉法・同施行令・同施行規則
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- 子ども・子育て支援法・同施行令・同施行規則
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令・同施行規則
- 介護保険法施行令・同施行規則

など計170余件